

特化型

インベスコQQQ メガ・ファンド

追加型投信／海外／株式／インデックス型



■本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページに掲載しています。また、信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

■ファンドの販売会社、基準価額等は、右記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第306号

照会先

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ

<https://www.invesco.com/jp/ja/>

受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

野村信託銀行株式会社

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
追加型投信	海外	株式	インデックス型

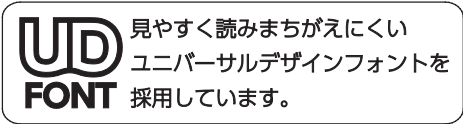
属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ※	対象インデックス
株式 大型株	年1回	北米	為替ヘッジなし	その他 (ナスダック100メガ指数)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

委託会社の情報

委託会社名	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	1990年11月15日
資本金	4,000百万円（2025年3月末現在）
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	8兆7,227億円（2025年3月末現在）

■本書により行う、インベスコQQQ メガ・ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年6月11日に関東財務局長に提出しており、2025年6月27日にその届出の効力が生じております。 ■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認します。	■ファンドの投資信託財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき、受託会社において分別管理されています。 ■請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社より交付されます。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。 ■ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
---	--



ファンドの目的

ナスダック100メガ指数を構成する株式を主要投資対象とし、ナスダック100メガ指数（税引後配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの特色

- 1** 主として、ナスダック100メガ指数を構成する株式に投資します。
効率的な運用を目的として、ナスダック100メガ指数を構成する株式を投資対象とする上場投資信託証券（ETF）に投資することがあります。
- 2** ナスダック100メガ指数（税引後配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 3** 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4** 運用にあたっては、インベスコ・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに運用の指図に関する権限を委託します。
委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

※ ファンドは、ナスダック100メガ指数（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。本ベンチマークについての詳細は、後掲＜当ファンドの対象インデックスについて＞をご参照ください。ファンドは、ベンチマークと連動する投資成果を目指して運用を行いますが、基準価額とベンチマークの動きは乖離する場合があります。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則 信用リスク集中回避のための投資制限の例外」を適用して特化型運用を行います。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える支配的な銘柄が存在、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。一般のファンドにおいては、一の者に係るエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率として10%を上限として運用を行うところを、当ファンドにおいては、35%を上限として運用を行います。したがって、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

ファンドのポイント

なぜインベスコQQQ メガ・ファンドなのか？

1

ナスダック100指数の
時価総額上位
銘柄に投資

ファンドが連動対象とするナスダック100メガ指数は、ナスダック100指数の構成銘柄のうち、時価総額上位約45%の銘柄で構成される株価指数です。
世界をリードする革新的な企業の中でも、イノベーションの最前線走るメガ企業に投資しています。

2

時代とともに変わる
世界のメガ企業
の追求

ナスダック100メガ指数は、定期的な銘柄入替が実施されることから、時代とともに変わる世界のメガ企業への投資機会を捉える柔軟性と機動力を備えています。

3

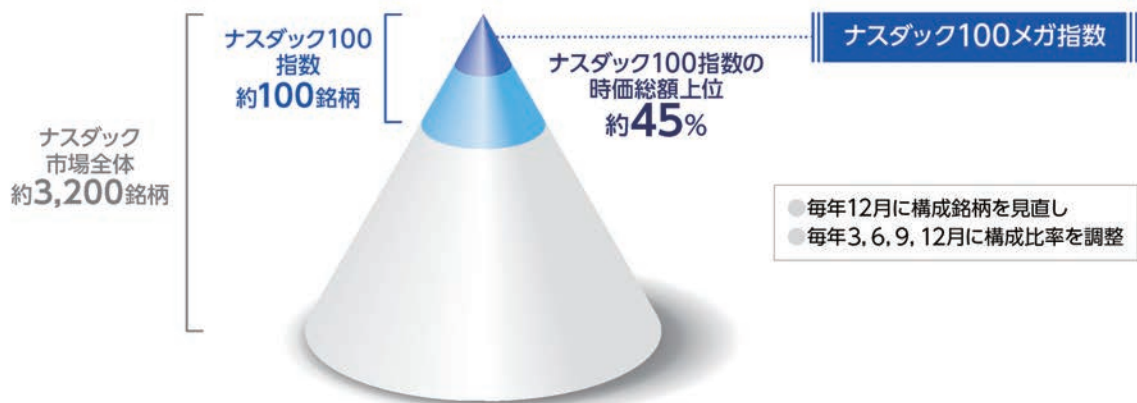
トッピイノベーターで
好業績を実現する
企業群

ナスダック100メガ指数の構成銘柄に採用されている企業は、高いブランド価値や特許を持ち、研究開発への積極的な投資を通じて世界のイノベーションをリードしており、結果として高い成長を実現しています。

ナスダック100メガ指数とは？

ナスダック100指数の時価総額上位銘柄で構成

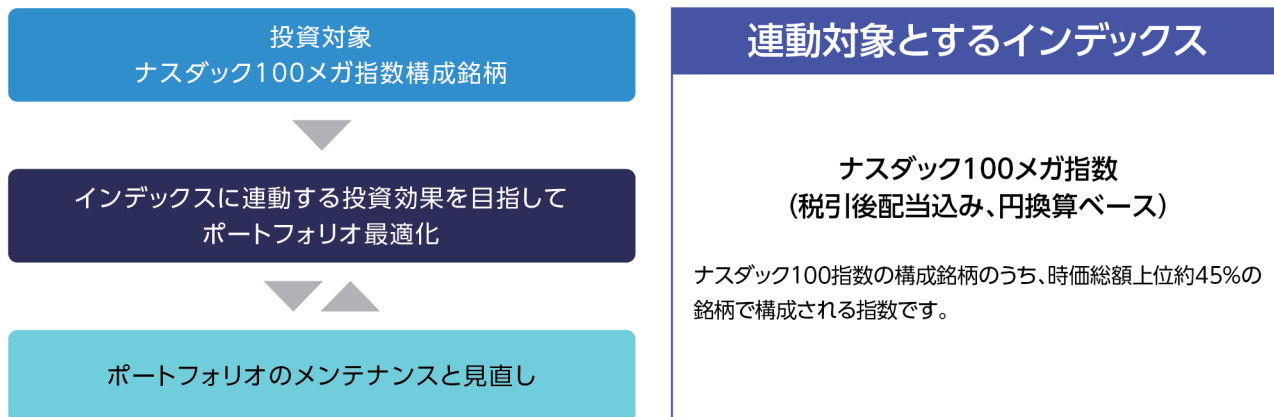
- ◆ ナスダック100指数の構成銘柄のうち、時価総額上位約45%の銘柄で構成される株価指数です。
- ◆ 世界をリードする革新的な企業が名を連ねるナスダック100指数の中でも、イノベーションの最前線走るメガ企業で構成されています。



* ナスダック100指数は、ナスダック市場に上場する時価総額上位100社（金融を除く）で構成される株価指数です。

■ファンドの運用プロセス

ファンドの運用を担当するインベスコ・キャピタル・マネジメント・エルエルシーの運用プロセスは以下の通りです。



* ファンドの運用プロセス等は、ファンドの設定日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

* 効率的な運用を目的として、上場投資信託証券にも投資することがあります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

<当ファンドの対象インデックスについて>

当ファンドは、Nasdaq, Inc. (以下、「Nasdaq社」といいます。) およびその関連会社 (以下、「Nasdaq社ら」と総称します。) によって支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。Nasdaq社らは、当ファンドの合法性もしくは適合性、または当ファンドに関する記述および開示の正確性、妥当性を認定するものではありません。Nasdaq社らは、当ファンドの保有者または公衆一般のいかなる者に対して、一般的な証券投資または特に当ファンドへの投資の妥当性や、Nasdaq-100 Mega Indexの一般的な株式市況への追従可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明または保証も行いません。Nasdaq社らとインベスコ・アセット・マネジメント株式会社 (以下、「当社」といいます。) との関係は、Nasdaq®、Nasdaq-100 Mega Indexの登録商標およびNasdaq社らの一定の商号の使用を許諾すること、ならびに、当社または当ファンドとは無関係に、Nasdaq社により決定、構築、および算出されるNasdaq-100 Mega Indexの使用の許諾に限られます。Nasdaq社は、Nasdaq-100 Mega Indexの決定、構築および計算に関し、当社または当ファンド保有者の要望を考慮する義務を負いません。Nasdaq社らは、当ファンドの発行に関する時期、価格、または数量の決定について、または当ファンドの換金に関する計算方法について責任を負わず、また関与していません。Nasdaq社らは、当ファンドの管理、販売活動、取引に関し何ら責任を負いません。Nasdaq社らは、Nasdaq-100 Mega Indexまたはその中に含まれるデータの正確性および中断のない算出を保証しません。Nasdaq社らは、Nasdaq-100 Mega Indexまたはその中に含まれるデータの利用により、当社、当ファンド保有者またはその他のいかなる個人もしくは法人に生じた結果について、明示的または黙示的かを問わず、何らの保証も行いません。Nasdaq社らは、明示的か黙示的かを問わず何らの保証を行わず、Nasdaq-100 Mega Indexまたはその中に含まれるデータの利用に関する特定の目的または利用に対する商品性または適合性についての全ての保証についても明示的に否認します。先述の内容に限らず、いかなる場合においても、Nasdaq社らは、いかなる逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは派生的損害や損失について、当該損害等の可能性について通知されていた場合でも、一切の責任を負いません。

Nasdaq®、Nasdaq-100 Mega Indexは、Nasdaq, Inc. (以下、その関連会社とともに「Nasdaq社ら」といいます。) の登録商標であり、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社はその使用の許諾を得ています。当ファンドは、その合法性または適合性がNasdaq社らにより認定されたものではありません。当ファンドは、Nasdaq社らによって発行、承認、販売、または販売促進されたものではありません。Nasdaq社らは、当ファンドに関し何らかの保証も行わず、いかなる責任も負いません。

主な投資制限

上場投資信託証券 (ETF) への投資割合	制限を設けません。
株式への投資割合	制限を設けません。
同一銘柄の株式への投資割合	投資信託財産の純資産総額の35%以下とします。
外貨建資産への投資割合	制限を設けません。
投資信託証券*への投資割合	投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ※ 上場投資信託証券 (ETF) を除きます。
デリバティブ取引の利用	ヘッジ目的に限定します。

分配方針

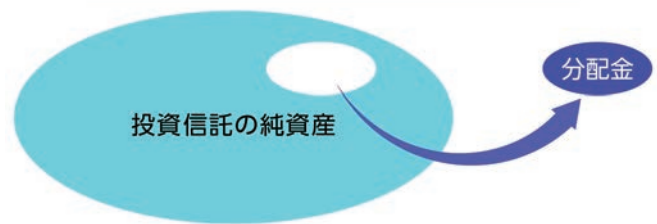
- 年1回の6月10日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ただし、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

* 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるため、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンドは預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではないため、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者に帰属します。

基準価額の変動要因

ファンドは外国の株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。



価格変動リスク

〈株式〉株価の下落は、基準価額の下落要因です。

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績や財務状況、市場の需給などを反映し、下落することがあります。



信用リスク 発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。

ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。



カントリー・リスク 投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。



為替変動リスク 為替の変動（円高）は、基準価額の下落要因です。

為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。

* 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

■ ファンド固有の留意点

■ 集中投資に関する留意点

■ ファンドは、特化型運用を行います。一般的な分散投資型運用のファンドとは異なり、少数銘柄に集中投資を行うため、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる可能性があります。また、分散投資を行う場合と比べ、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。集中投資した銘柄において経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

■ ベンチマークに関する留意点

■ ファンドはベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、主として、ファンドとベンチマークの組入資産の銘柄、売買タイミング、時価評価および比率の差異並びに信託報酬、取引費用、為替等の要因があるため、ファンドとベンチマークの騰落率は完全に一致するものではなく、乖離する場合があります。また、ベンチマークに関して、指数提供者により構成銘柄および構成比率の訂正等が発生した場合には、通常のポートフォリオの調整を行う場合と比べて、ファンドとベンチマークの騰落率の乖離はより大きくなる可能性があります。ベンチマークの算出・取得ができない事態が生じた場合、委託会社はベンチマークの変更や廃止を含む運用方針の見直しを行うことまたはファンドを償還することがあります。

■ 投資信託に関する留意点

■ ファンドの購入に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。

■ ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等が生じた場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことや取引に時間を要することがあるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの要因等により有価証券等の売却・換金が困難となった場合や、資金の受け渡しに関する障害が発生した場合は、ファンドの換金のお申し込みの受付中止（既にお申し込みを受け付けた場合を含みます。）や換金資金のお支払いの遅延となる可能性があります。

リスクの管理体制

■ 委託会社は、運用リスク管理委員会において、ファンドの運用リスクおよび流動性リスクを把握し、運用等の適切性・妥当性を検証します。

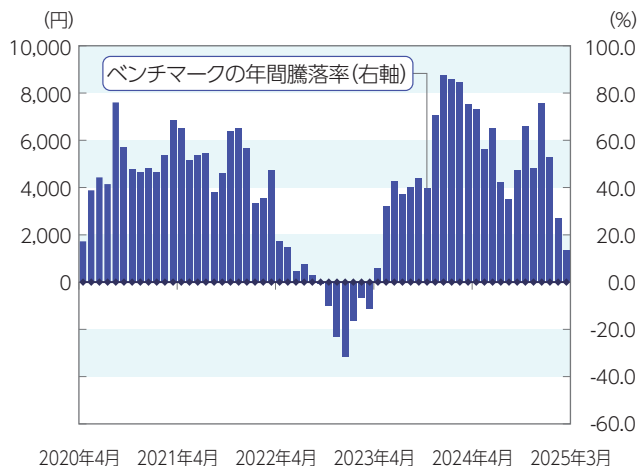
■ 運用担当部署は、ファンドのパフォーマンス状況の確認、運用委託先に対する定性・定量面の評価、ファンドの流動性に関する緊急時対応策の検証などを行います。また、運用部門から独立した管理部門が、流動性リスクのモニタリングや是正措置の策定を行います。これらの結果は運用リスク管理委員会に報告されます。

■ コンプライアンス部は、ファンドのガイドライン・モニタリングをサポートし、必要に応じて運用担当部署に是正を指示します。

* リスクの管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。
この場合においても、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

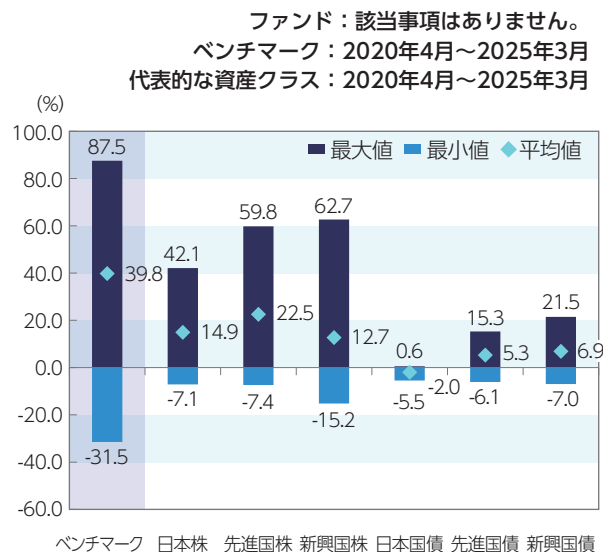
〈参考情報〉

■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* ファンドの設定日が2025年6月30日のため、ベンチマークの騰落率を表示しています。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



* 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

代表的な資産クラスの指数について

日本株 TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

TOPIX（東証株価指数）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。

指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社（「JPモルガン」）に帰属しております。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

* 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

ファンドは、2025年6月30日から運用を開始する予定です。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

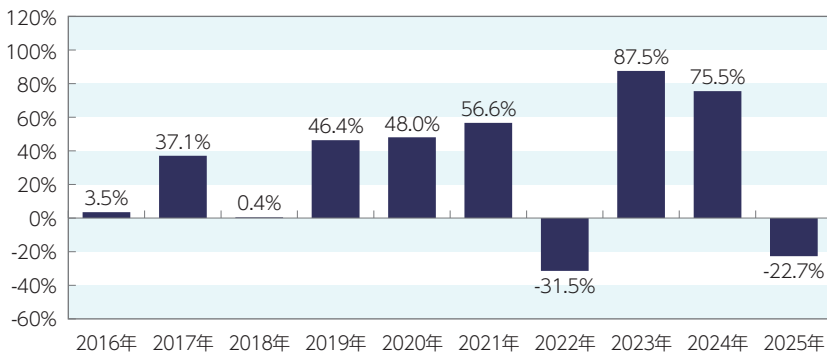
分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移



* ファンドのベンチマークは、ナスダック100メガ指数（税引後配当込み、円換算ベース）です。

* 左記はベンチマークの年間収益率です。

* 2025年は3月末までの騰落率を表示しています。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。
 ・ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

お申し込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間：2025年6月27日 継続申込期間：2025年6月30日から 2026年9月8日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。	購入・換金 申込受付の 中止および 取り消し	取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 *分配金の受け取り方法により、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」の2コースがあります。	信託期間	無期限（設定日：2025年6月30日）
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額 (2025年6月27日の当初申込期間中は 1口当たり1円)	繰上償還	信託設定日より1年を経過した日以降において、信託契約の一部解約により、ファンドの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。	決算日	毎年6月10日 (ただし、同日が休業日の場合は翌営業日) *第1期計算期間は、2025年6月30日から 2026年6月10日までとします。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。	収益分配	年1回の決算日に分配方針に基づいて収益の分配を行います。 *「分配金再投資コース」でお申し込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されます。
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額	信託金の 限度額	1兆円を上限とします。
換金代金	原則として換金の申込受付日から起算して 5営業日目からお支払いします。	公 告	受益者に対する公告は、 日本経済新聞に掲載します。
購入・換金 申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申し込みの受け付けを行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ナスダック証券取引所の休業日	運用報告書	計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
申込 締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分まで (販売会社所定の事務手続きが完了したもの) *販売会社によっては、より早い時間に申込締切時間を設けている場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。配当控除は適用されません。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。		

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

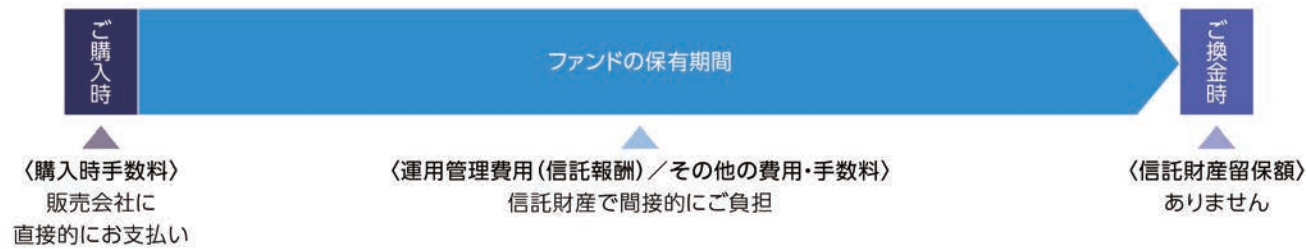
購入時手数料	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める 3.30%（税抜3.00%）以内 の率を乗じて得た額 * 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の投資信託財産の純資産総額に年率0.6875% (税抜0.625%) 以内の率*を乗じて得た額とします。運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払われます。 ※ 信託報酬の料率（信託報酬率）は、以下の計算式で算出されます。 信託報酬率（年率・税抜）＝0.625%－（ETF運営経費率×前月末のETF投資割合） ただし、計算された信託報酬率（年率・税抜）が0.335%を下回った場合、信託報酬率は0.335%とします。 「ETF運営経費率」とは、信託財産で投資している上場投資信託証券の目論見書、その他公表資料に記載されている運営経費比率をいい、信託報酬率の算出時点で委託者が知り得る最新の率とします。 「前月末のETF投資割合」とは、前月最終営業日における信託財産の当該上場投資信託証券への投資割合をいいます。 「前月末のETF投資割合」が信託財産の純資産総額の5%以内の場合は、上記の計算方法は適用しないものとし、信託報酬率は年率0.625%（税抜）とします。 信託報酬の配分は、以下の通り（税抜）とします。 <table><tr><th>配分先</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>役務の内容</td><td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td></tr><tr><td>配分（年率）</td><td>0.30%以内</td><td>0.30%</td><td>0.025%</td></tr></table> * 委託会社が受け取る報酬には、運用指図に関する権限の委託先への報酬が含まれています。	配分先	委託会社	販売会社	受託会社	役務の内容	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等	配分（年率）	0.30%以内	0.30%	0.025%
配分先	委託会社	販売会社	受託会社										
役務の内容	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等										
配分（年率）	0.30%以内	0.30%	0.025%										
その他の費用・手数料	- 組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などは、実費を投資信託財産中から支払うものとします。これらの費用は運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額、計算方法および支払時期を記載できません。 - 監査費用、目論見書・運用報告書の印刷費用、ファンドが連動対象とする指数の商標使用料ならびに情報使用料などは、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.11% (税抜0.10%) を上限として、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払うものとします。												

* 上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

各費用をご負担いただく時期



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税：普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税：換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- * 上記税率は2025年3月末現在の情報をもとに記載しています。

* 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- * 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

MEMO

インベスコ・アセット・マネジメント